



～思い立ったら『すぐ電話!』～

新規!

「ちょっとだけ勉強会事業」募集要項

■趣 旨

まちづくりには、きっかけとなる“思いつき”や“突拍子もない考え”といったスタート部分を大切に、気軽に取り組めるようにすることが重要です。思いついただけではなく、行動を起こしてはじめて地域が変わるきっかけが生まれます。いきなり事業への応募ではなく、とりあえず「ちょっとだけ勉強してみよう」このような“きっかけ”の支援を目的に「ちょっとだけ勉強会事業」を募集するものです。

1. 応募資格

- ・自治振興会・町内会・自治会・集落及び
- ・市内に事務所及び活動場所を有し5名以上で構成するNPO、ボランティアグループなどの市民団体

2. 対象となる勉強会の内容

- ・地域の防犯、防災、福祉等の安心・安全な地域社会形成
 - ・地域資源を活かしたコミュニティビジネス等の産業振興
 - ・伝統文化の保全又は復活等の文化振興
 - ・少子高齢化の対策に向けた定住等促進
 - ・地域資源を活かしたまちづくり
 - ・環境保全、美化活動等の地球にやさしいまちづくり
 - ・前号に掲げるもののほか、地域の活性化を図るものとして市長が認めるもの
- ※ただし、別の目的のための会議などに付随してのものや、慣例的に開催する勉強会や講習会等は対象外です。

3. 募集团体数

- ・10団体（先着順）

4. 募集期間

- ・随時

5. 応募方法

- ・「事業実施採択申請書」を市民協働課に提出していただきます。

6. 選考方法

- ・書類選考
- ※対象となる勉強会であるかを総合的に判断

7. 補助対象経費及び金額

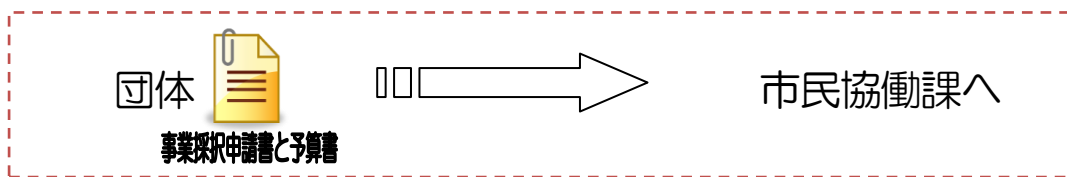
- ・講師謝金、講師旅費のみを対象とし、上限5万円/団体を1回のみ助成。
- ※講師への茶菓子は補助対象とします。
- お土産や懇親会など接待に類するもの経費は対象外です。

8. 申請の流れ

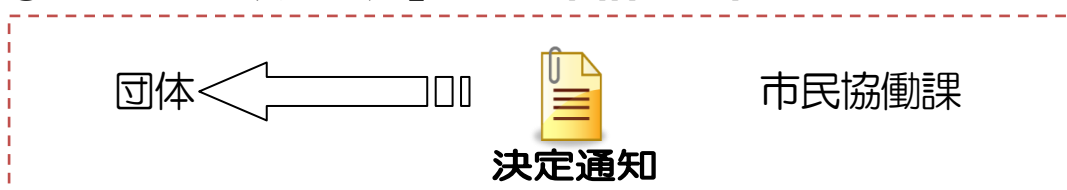
勉強会の内容(日時や内容、講師など)が決まったら…



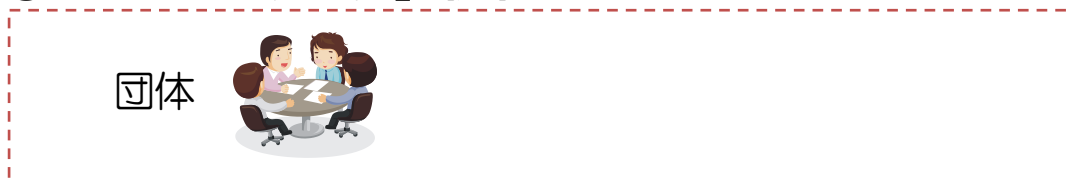
①「事業採択申請書」(添付資料:収支予算書)を市民協働課へ提出



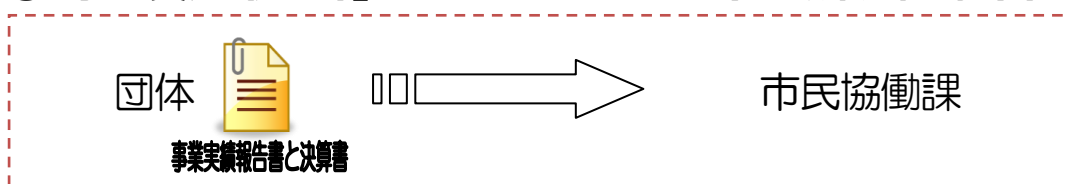
②書類審査の後「決定通知」を、申請団体へ送付



③「ちょっとだけ勉強会」を開催

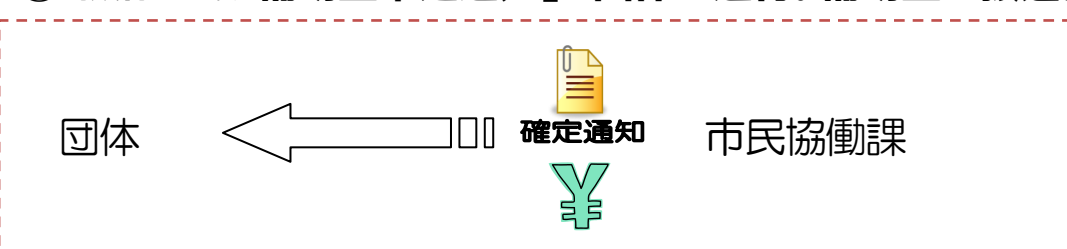


④「事業実施報告書」(添付資料:収支決算書)を市民協働課へ提出



⑤補助金「請求書」を市民協働課へ提出

⑥書類審査の後「補助金確定通知」を団体へ送付。補助金の振込。



9. 問合せ先

南砺市役所 市長政策室 市民協働課 市民協働係/石崎、三田

〒932-0231 南砺市山見 1739-2 井波コミュニティプラザ「アスモ」2階

南砺市協働のまちづくり支援センター内

電話 0763-23-2036 FAX 0763-82-0170